

財 関 第 1 0 9 4 号
令 和 2 年 1 2 月 2 2 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 田 島 淳 志

関税法基本通達等の一部改正等について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正等し、令和3年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第5815号を別紙3-1のように、税関様式C第5880号を別紙3-2のように、税関様式C第8050号を別紙3-3のように改める。
2. 税関様式F第1260号を別紙3-4のように改める。

（Ⅱ 記載要領および留意事項の一部改正）

別紙3-5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて
(平成14年7月26日財関第598号)を廃止する。